

民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町 11-20
TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240
メールアドレス sminsyoy@ybb.ne.jp

消費税
インボイス
中止

インボイス実施延期・中止を

お知らせ

* 戦争法廃止19日行動 11月13日(土)でした。
11月に入り、夕暮れが早くなりましたので、19日の直近の前の土曜日と変更しています。(2月までの予定です)
連絡が遅れまして、申し訳ありませんでした。

四万十町雇用労働継続支援助成金

新型コロナウイルス感染症の再拡大により商工業者が影響を受けていることを受け、昨年度に引き続き町内の雇用及び労働を維持するための支援として、影響を受けた事業者に対して助成を行います。

■対象者

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年3月1日から令和3年8月31日までの期間内において、連続する3か月の売上が令和元年同期の売上に対して、20パーセント以上減少した下記の業種。ただし、令和2年3月2日以降に起業した者については、令和2年4月から令和3年2月までの連続する3か月の売上(ただし、期間が3か月に満たない場合は、その間の月平均の売上を3か月に換算した額)と比較。

A 農業、林業(法人格を有するものに限る)、B 漁業(法人格を有するものに限る)、D 建設業、E 製造業、H 運輸業、郵便業、I 卸売業、小売業、K 不動産業、物品賃貸業、M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、娯楽業、O 教育・学習支援業(中分類81学校教育に分類されるものを除く。)、R サービス業(他に分類されないもの)(中分類93から96までの政治・経済・文化団体、宗教等に分類されるものを除く。)

- (2) 町内に事業所又は店舗を有する事業者であって、当該事業を継続する意思があるもの
- (3) 令和3年2月1日以前に起業し、当該事業を継続している者
- (4) 国の示す業種別ガイドラインに沿った感染防止対策に取り組んでいる又は取り組む意思がある者
- (5) 雇用者の給与、報酬等の未払又は遅延をしないことに同意する者
- (6) 町税等の滞納がない者
- (7) 四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でない者

■助成金額

(参考事例3)

事業所の形態：個人経営(個人事業者)

雇用形態	雇用者数	積算基礎	助成金額の計算
個人経営		経営体1つにつき12万円	12万円
雇用保険被保険者	0名	雇用者1名につき8万円	0円
雇用保険被保険者以外の常用雇用者	0名	雇用者1名につき5万円	0円
家族労働者	1名	労働者1名につき4万円	1名×4万円=4万円
助成金額		12万円+4万円=16万円	

(参考事例4)

◎経営者のみで従業員等を雇用していない場合 経営体1つにつき12万円 助成金額12万円

■申請受付期間：令和3年10月1日～令和3年12月28日

申請に関するお問い合わせ先：四万十町役場にぎわい創出課 地場産業推進係

電話：0880-22-3281 FAX：0880-22-5040 E-mail: syoko-koyo-40010@shimanto.lg.jp

四万十町雇用労働継続支援助成金(一部抜粋)
飲食店経営夫婦満面の笑みで申請(参考事例3)
令和3年3月1日～令和3年8月31日までの期間内において、連続する3か月の売上が令和元年同期の売上に対して、20%以上減少した左記の業種。

臨時給付金(県) 気軽に 申請しましょう

申請済9人 申請予定16人

申請締め切り 11月末(消印有効)

積極的にに制度を活用して、コロナ禍、命と暮らし、営業を守りましょう。どんなことでも、民商までご連絡ください。

読者1名拡大 前回全国総会時

須崎民商増勢達成

9日事務局長会議において、全商連70周年記念祝賀会に向けた秋の運動で読者増勢を確認しました。須崎も必ず達成を決意、元読者に訴えると快諾頂きました。秋の運動期間は、12月5日まで、さらに仲間を増やしましょう。みんなの力が大切です。



危険な合戦場!

白川たかし